答 弁 第 二 六 三 号平成二十八年五月十七日受領

内閣衆質一九〇第二六三号

平成二十八年五月十七日

内閣総理大臣 安 倍 晋二二

衆 議 院 議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員吉川元君提出日本国民の日本国内発着便での搭乗拒否に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付

する。

衆議院議員吉川元君提出日本国民の日本国内発着便での搭乗拒否に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの点については承知している。

二について

御指摘の調査については、外国法人を含めた日本国内において国際航空運送事業(航空法(昭和二十七

年法律第二百三十一号)第二条第十九項に規定する国際航空運送事業をいう。)を経営する全ての者から、

それぞれの事業者が講じている保安対策の具体的な内容を明らかにすることについての協力を得ることが

困難であり、また、それぞれの事業者の作業も膨大となることから、当該調査を行うことは困難であるが、

御指摘の株式会社大韓航空からは、 御指摘の三年間において、 日本国旅券を所持しているものの、 御指摘

のリストに掲載されていることを理由に搭乗を拒否した事例が、 我が国を出発し米国に到着する便では存

在せず、我が国を出発し米国以外の国に到着する便では一件あると聞いている。

三について

当該事例における搭乗拒否について、 現在、訴訟が係属中であると承知しており、 お尋ねの点について